

会 議 記 録

会議名称	杉並区青少年問題協議会（平成26年度第2回）	
日時	平成27年1月30日（金）14時00分～16時00分	
場所	杉並区役所中棟6階 第4会議室	
出席者	委員名	亀田委員、川名委員、神田委員、大木委員、龍前委員、箱根委員、渡邊委員、吉田委員、大竹委員、田谷委員、松野委員、伴野委員、碓委員、末吉委員、大井委員
	事務局	子ども家庭担当部長、区民生活部長、教育委員会事務局次長、子育て支援課長、子ども家庭支援担当課長、保健福祉部管理課長、児童青少年課長、区民生活部地域課長、教育委員会事務局済美教育センター所長、生涯学習推進課長、スポーツ振興課長
傍聴者数	0名	
配付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 杉並区青少年問題協議会委員名簿、幹事名簿 ・ 第2回杉並区青少年問題協議会座席表 資料1 第1回杉並区青少年問題協議会会議録 資料 「総合計画」・「実行計画」改定について 資料2 施策24 子ども・青少年の育成支援の充実 資料3 子ども・青少年の育成支援の充実について 資料4 施策26 成長・発達に応じたきめ細かな教育の推進 資料5 杉並区立済美教育センターにおけるいじめ問題への対策について 資料6 施策18 地域福祉の充実 資料7 生活困窮者等学習支援・居場所事業について 参考配布『平成26年度青少年育成ハンドブック（東京都）』	
会議次第	1 開会 2 委員紹介 3 議題 (1) 子ども・青少年の育成支援の充実について 「放課後等居場所事業の実施」 「(仮称) 子どもプレーパーク事業の実施」 (2) 成長・発達に応じたきめ細かな教育の推進 「いじめ・不登校対策の推進」 (3) 地域福祉の充実 「生活困窮者やひきこもり等の若者支援の充実」	
会長	<p>それでは、定刻になりましたので、平成26年度第2回杉並区青少年問題協議会を開会いたします。</p> <p>本日は、足元の悪い中、ご出席賜りましてまことにありがとうございました。本日、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>まず本日、ご出席の方などが変更となっておりますので、変更後の議事次第と座席表を、席上に配布しております。また今回、青少年委員協議会会長の交代により、団体選出の委員1名が交代することとなりました。本日の資料として、席上配付している委員名簿の中で9番の唐澤弘子委員が新委員となりましたが、本日急用のため、ご欠席の連絡をいただいております。</p> <p>では次に、前回ご欠席で、今回初めてご出席いただいている委員をご紹介します。お名前をお呼びしますので、その場で一言、自己紹介をお願いしたいと思います。</p> <p>まず、名簿の4番、神田邦昭委員。</p>	
委員	皆様、こんにちは。私は民生児童委員協議会からまいりました、神田	

	と申します。まだ民生委員になってそんなに時間はたっていないのですが、ここでの知識を日ごろの業務に生かせたらなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
会長	次に、7番の箱根悦子委員、よろしくお願いいたします。
委員	皆さん、こんにちは。杉並区小学校PTA連合協議会からまいりました、杉小P協の副会長事務局をやっております、箱根でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
会長	よろしくお願いいたします。 次に、10番の渡邊ひろこ委員、いたします。
委員	皆さん、こんにちは。杉並区スポーツ推進委員の会の会長を務めております、渡邊と申します。よろしくお願いいたします。 スポーツ推進委員の会では、子どもの体力の低下を問題に取り上げて、体力向上のための取組を約7年ぐらい前から行って、まだみんなで継続して取り組んでいます。個人的には、プライベートで障害者や障害児のダンス指導をしておりまして、彼らや彼らの後輩たちの明るい未来に少しでもお役に立てればいいなと思ひまして、こちらにまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。
会長	よろしくお願いいたします。 次に14番、松野由紀子委員、よろしくお願いいたします。
委員	皆様、こんにちは。青少年の中には障害者もいるということを、ちょっとお話しできればいいなと思って、今回公募で応募させていただきました。本当に知らないことばかりですので、皆様から学んでいきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願いいたします。
委員	よろしくお願いいたします。 それでは、ありがとうございました。 次に、議事に入る前に、事務局から定足数の確認や、資料の確認等を事務局にいたします。
子育て支援課長	子育て支援課長の阿出川と申します。では、私から確認させていただきます。 本日は20名の委員のうち、阿部委員、伊藤委員、唐澤委員、奈良委員、そして園尾委員の5名から、欠席の連絡をいただいております。委員の半数以上の出席がございますので、杉並区青少年問題協議会条例第4条の規定により、協議会は有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。 続きまして、資料の確認をいたします。 先に資料は郵送しておりますが、本日次第と座席表について、若干変更ございましたので、机に置いてございます。 (「次第」に従い、資料の確認) また、本日の会議におきましては、会議録の作成のために録音させていただきます。会議記録につきましては、発信者個人が特定されないよう、発言の要旨を記録する形でまとめさせていただきます、皆さんに内容を確認いただいた後に、区のホームページ上で公表してまいります。 事務局のほうからは、以上でございます。
会長	ありがとうございました。それでは、これから議事に入ります。今回は、昨年11月に杉並区が策定した「杉並区総合計画」・「実行計画」から、本協議会の目的にあります青少年指導・育成・保護、及び矯正に関する総合的施策の樹立につき、必要な調査・審議に関係するところについて、説明をいただきます。 特に、予定されている議題の(2)「いじめ・不登校対策の推進」と、(3)「生活困窮者やひきこもり等の若者支援の充実」については、前回、第1回目の本協議会で議題であった「ネットトラブル解決支援システム」

	<p>や、生活困窮者自立支援法に基づく区の実施からつながるものであり、7月以降の経過を踏まえた説明をいただきたいと思います。本日の委員皆様からの意見を、今後のよりよい事業運営にいかしていただきたいと思いますので、短い時間ではありますが、活発にご議論いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、まず今回の議題全体にかかる「杉並区総合計画」・「実行計画」について、概要説明を事務局からお願いいたします。</p>
子育て支援課長	<p>では、私から、「杉並区総合計画」・「実行計画」の概要について、簡単にご説明させていただきます。</p> <p>こちらの資料、『総合計画』・『実行計画』改定について」という資料をお出しになってください。区では平成24年3月に、「杉並区基本構想」を策定いたしまして、10年後である平成33年度の杉並区の将来像として、「支えあい共につくる 安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」とし、将来像の実現に向けた5つの目標を掲げてございます。それにあわせて、その基本構想を実現する具体的な道筋となる10年間の計画であります「杉並区総合計画」と、総合計画で示す施策を構成する計画事業の取組を明示する3年間の計画「杉並区実行計画」を作成したところでございます。こうした「総合計画」・「実行計画」について、その後の区政を取り巻く社会経済状況の変化や、計画策定後の新たな課題への対応を図るため、今年度に計画の改定を行ったところでございます。今回の会議では、この新たに改定した「総合計画」・「実行計画」の中で、青少年に関する施策について、ご説明させていただくものでございます。</p> <p>1枚めくっていただきまして、「総合計画」・「実行計画」の計画事業総括表がでございます。こちらでは、将来像の実現に向けた5つの目標と、それに関連する32の施策、そしてそれに関連する事業数133につきまして、総括的に記載しているものでございます。続いて1枚めくっていただきまして、A3の紙がございまして、目標別、施策別事業体系でございます。こちらが「総合計画」・「実行計画」の5つの目標、そして32の施策、133の事業につきまして、体系図としてまとめたものでございます。この後、ご説明する事業につきましては、蛍光ペンで印をつけてございますので、説明の中で、あわせて全体図を見る中で、ご活用いただけたらと思います。また、それぞれの説明の中でも、「実行計画」・「総合計画」の記載を抜粋したのもも添付してございますので、こちらも、後ほどご確認いただけたらと思います。</p> <p>「総合計画」・「実行計画」についての概要の説明は、以上でございます。</p>
会長	<p>では、引き続き、児童青少年課長からお願いしたいと思います。</p>
児童青少年課長	<p>児童青少年課長の伊藤でございます。</p> <p>それでは私から、資料2、また資料3になりますが、まず資料2「施策24 子ども・青少年の育成支援の充実」をご用意いただきたいと存じます。児童青少年課が所管している分でございますけれども、子ども・青少年の育成支援の充実として、ただいまお話のありました「実行計画」の中で、特にこのテーマの中で取り組んでいく事業についての、計画の抜粋でございます。次代を担う青少年、子どもたちが、夢に向かって健やかに成長するために、さまざまな取組をしており、また、女性の就業率の高まりを背景としました保育事業、こうしたものの影響を受けまして、学童クラブの需要も伸びてございます。こうしたところに的確に対応していく。また、仲間づくり、放課後等の居場所の充実、こうしたところが重要になっているところを踏まえまして、この資料で申しますと、施策の24として、全部で5項目でございます。「次世代育成基金の活用」、また、「学童クラブの整備」、「放課後等居場所事業の実施」、「中・高校生の新たな居場所づくりの推進」、そして、「(仮称)子どもプレーパーク事業の実施」でございます。本日は、この中から3番目の「放課後等居場所</p>

所事業の実施」、また、5番目の「(仮称)子どもプレーパーク事業の実施」につきまして、特にご説明をさせていただきたいと存じます。

なお、次世代育成基金につきましては、この資料に記載のとおり、まず平成24年度にこの基金、子どもたちのさまざまな活動を支援するという中で、その中の体験・交流機会の提供をしていくものとして設立をし、これまでに運営をしているところがございますが、来年度からは、民間団体からの提案を受けまして、そこに対する基金の活用による取組もスタートしようということが、計画としてございます。

また、学童クラブにつきましては、26年3月に策定をいたしました「区立施設再編整備計画」の中でも、基本的な考え方としてお示ししているとおり、小学校の中に学童クラブを整備していくという基本的な考え方に基づいて、個々に学童クラブの整備を図っていくというものでございます。また、中・高校生の新たな居場所づくりにつきましても、今後この具体的な検討を進めていくというものでございます。

それでは、資料3をご用意いただきたいと存じます。「子ども・青少年の育成支援の充実について」ということで、まず1点目でございます。「小学生の放課後等居場所事業のモデル実施」でございます。「実行計画」の中で掲げてございますけれども、今後「区立施設再編整備計画」に基づき、児童館事業の再編をまいります。この中で、現在児童館が果たしております、一般利用にあたる小学生の居場所機能。これを継承し、充実・発展させる取組を着実に進めていくために、放課後等居場所事業のモデルとなる取組を実施していこうというものでございます。

今年度、26年度につきましては、その具体的な実施方法等検討してきたわけでございますけれども、この取組を着実に実施するためには、やはり区内の学校、さまざまな状況がございます。もちろん地域性もございますし、それ以外にも学校の規模、または、学校の中で学童クラブが既に設置されている学校、または、放課後子ども教室が実施されている学校、さまざまな状況がございます。こうした学校の置かれた状況、また、地域実情に応じた取組を進めていく必要があるということから、このモデルとなる取組を、段階的に拡充して実施していこうということで、今回の「実行計画」に反映したものでございます。この実施に当たりまして、今年度、調査研究ということで、来年度以降のモデル実施に当たっての課題等を整理し、また、今後の取組にいかしていこうということで、児童福祉の分野、あるいは教育の分野などでご活躍をされている有識者の方から、ご意見等を伺うこととしてございます。

来年度からの実施予定でございますけれども、ただいま申し上げたとおり、さまざまな学校の状況がございますので、それらの学校の状況を鑑みつつ、来年度は4カ所の学校で、このモデルとなる取組を実施したいと考えてございます。これを28年度、29年度と2カ所ずつということで、3カ年で計8カ所で実施をしていこうという計画でございます。

2番目の「(仮称)子どもプレーパーク事業」でございますけれども、こちらは「冒険遊び場」というふうな呼び方をしているものもございません。区内の公園を活用いたしまして、子どもたちが特別な遊具などを使わずに、自然にあるものなどを使いながら、自由に遊びを発想して、活動していく「(仮称)子どもプレーパーク事業」と呼んでございます。こちらのほうを、27年度から実施したいと考えてございます。この事業につきましては、今年度、区で実施しております協働提案制度、この中で、公募・選定した団体等と協働事業として、実施をしてみたいと考えてございます。既に12月に、協働提案制度として公募を実施しております。現在その応募をいただきました団体と協議を進めているところでございます。この協議に基づいて、来年度の早い段階で、この事業のほうを実施してみたいというふうに考えてございます。

この資料、おめくりいただきますと、協働提案の概要書がございます。

	<p>12月に公募をいたしましたときに、この内容に沿いまして公募を実施したところでございます。ただいま申し上げたとおりでございます。区内の公園を活用して、自由な遊びを提供する。それとともに、このプレーパーク事業を実施するに当たって必要となる人材、こうしたものの確保、それから育成、こうしたところなども、協働の取り組みとして行っていきたいと思います。ということで公募を図り、現在協議を進めているところでございます。また、区内の公園というものは、当然ながら区立公園だけではなく、都立公園もでございます。そうしたところもいろいろ含め合わせながら、区内の公園全体の中で一定の規模があり、こうしたプレーパーク事業を実施できる公園を活用しながら、実施をしていこうということで、現在協議を進めております。今後、こうした取組などを行いながら、特に小学生を中心とした子どもたちの放課後等の居場所のより一層の充実を図ってまいりたいということで、今回計画の中にも掲げさせていただき、来年度からこうしたところに積極的に取り組んでまいろうというものでございます。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
会長	<p>ただいま、「子ども・青少年の育成支援の充実について」ということで、特に放課後等居場所事業の実施と、仮称ですけれども、子どもプレーパーク事業の実施について、課長より説明がありました。これは、今説明がありましたように、杉並区におきましては「杉並区総合計画（10年プラン）」、これは平成24年から33年のこの10年間、その中に位置付いた事業であるということです。先ほど、図表等で指し示されてはいたけれども、今説明のあったところは、目標5「人を育み共につながる心豊かなまち」という、この目標5に沿って、24番「子ども・青少年の育成支援の充実」、その中に、今この2つの事業が位置付いているというような、全体の位置付けです。今説明がありましたけれども、皆様方から質問、ご意見等がございましたらば、挙手の上、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>子どもプレーパーク事業についてご質問ですが、応募は何件ほどあったのでしょうか。</p>
児童青少年課長	<p>応募は、同様の事業を現在実施している1団体からでした。その団体と協議をさせていただいております。</p>
委員	<p>プレーパークに対しての質問なのですが、公園の一定規模というところの基準を、ちょっと教えていただくとありがたいと思います。</p>
児童青少年課長	<p>このプレーパーク事業に関しましては、子どもたちが自由な遊びをするということと、このプレーパークそのものの取組というのは、各自治体、結構やっているとあります。そうしたところの実情をかんがみると、火を使ったり、また、道具でいろいろなものを使ったりということで、一定の広さが必要になるということがございます。そのために、今回お示ししている資料の中で、概要のところをちょっと開いていただけたらと思うのですが、資料3の2枚目の裏面になります。そここのところにちょっと記載をさせていただいておりますけれども、事業実施の対象とする公園ということで、区内にある公園、区立・都立問わずということですが、やはり固定遊具でなく、いろんな工作道具、火起こし、木登りなど、自由な遊びが展開可能な場所ということで、区立公園に関しましては原則として、管理事務所があるような大きな公園。こうしたものを対象として、考えているということでございます。</p>
会長	<p>何かご質問ご意見はありますか。</p>
委員	<p>このプレーパーク事業は、世田谷区が有名ですが、都内ではどんなところがありますか。新規で杉並区がやりたいということで動いていますが、他の動きはどうなのでしょう。</p>

<p>児童青少年課長</p>	<p>区外でも規模とか、それから回数ですとか、かなりまちまちではあるのですが、20 前後の自治体でやられているようです。ただ、世田谷区さんのような規模でやられていたりとか、場所によっては1カ所だけでやっているところがあったりとか、本当に規模とかやり方が、かなりばらばらなところがあるかと思います。ただ、理念としては皆さんと一緒に、本当に自由な遊びを展開するというふうな取組をされているようです。杉並区内でも、今現在3カ所で実施をされているというふうに伺っております。</p>
<p>子ども家庭担当部長</p>	<p>子ども家庭担当部長の徳嵩でございます。プレーパーク事業の実施に関して、若干補足をさせていただきます。</p> <p>区では、昨年11月に、総合計画・実行計画を改定しましたが、その際のポイントの1つに「次世代支援をいかに充実するか」ということがありました。そのための具体策として、地域にあまねく存在する小学校を有効活用した居場所事業の実施のほか、区内の自然豊かな公園を活用して指導員のもと、子どもたちが想像力を発揮して自由に遊びをつくり出して活動するという「(仮称)プレーパーク事業」を位置付けたものです。こうした冒険遊び場的な事業は、既に区内で実績のある団体等がありますので、そうした団体等をこぞ・選定して協働で実施することを考えています。このように子どもたちの多様な居場所を整備し、より広いフィールドで健全育成環境をより一層充実していくに当たり、委員の皆さんから忌憚のないご意見をいただき、今後の事業実施に活かしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。</p>
<p>委員</p>	<p>青少年育成委員会から来させていただいております。</p> <p>2点ほどご質問申し上げたいと思います。ただいま、小学生の放課後の居場所等のご説明と、並びに子どもプレーパーク事業についてのご説明があったかと思いますが、「子ども・青少年の育成支援の充実について」というタイトルの中でしていただきますと、小学生に対して中学生、あるいは中高生という中学生の居場所等は、前回多少いろいろな形で出されていたと思うのですがそのあたり、このプレーパークの中学生の果たして役割等があるのでしょうかということが1点と、もう1つは、やはり今、私阿佐谷北二丁目町会のキャップをさせていただいて、防災という観点で、高円寺、阿佐谷は真っ赤であるということで、防災は全てにかかってくるのでございますが、この子どもプレーパークといえども、そういういざというときの何かがあってもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>では、2点ほど質問ありましたけど、いかがでしょうか。</p>
<p>児童青少年課長</p>	<p>プレーパーク事業につきましては、もちろん小学生の参加というのがありますけれども、その中には、今実践されている団体さんのお話も伺っているところによれば、中学生の参加もあつたりとか、または、乳幼児の参加もあつたりするということも、伺っております。また同時に、中学生・高校生になったときには、小学生までで参加した子たちが、逆にリーダー格というのでしょうか、そういった教える側、または率いる側のほうに入って、一緒にその事業を展開していく。こうしたところも、1つの狙いとしていいのではないかと。いわゆるジュニアリーダー、そうしたものになっていくような育成支援。こうしたところも図っているのではないかと、というふうに思っています。</p> <p>あわせて、プレーパークの事業を行っていく中では、自由な発想ももちろん当然でございます。その中には火もありますし、場合によってはのこぎりなどの刃物を使います。そうしたところは、いわゆるサバイバルというのでしょうか。そうしたところにも、活かせるような取組にもなるかと思っております。いわゆる怪我をすることもあり得るようなものを使いますので、その危険認識を改めて知る機会にもなるでしょうし、</p>

	火というものを扱うということであれば、またそれは、当然危険なものであって、制御をどういうふうにするのかということも、学ぶ場にもなると思います。あらゆる面で、そうしたところが健全育成だけではなくて、大人になってからも使えるような知識にもなっていくのかなということも、1つの考え方としてあるというふうに思っております。
委員	ほかに何かご質問があれば。
委員	学童クラブのことについて、質問させていただきたいと思います。私事ではございますが、今まさに私の娘が学童に行っている時間なのですが、それぞれの場所でそれぞれのご事情があるかとは思うのですが、私の娘が行っている学童クラブに関しては、学校にも併設されている学校内の学童クラブがあり、そこではまかないきれないほどの人数がいるので、児童館にも学童があって、というところなのです。そういうところが学校内の学童クラブ1個にされてしまうと、やはり人数的な問題のこともあって、そういった場合また育成室をまた新たに学校内につくることになるのかということ、あとは来年度から、今までは4年生までなのを、6年生まで受け入れるということをお伺いしたので、その点でもまだやはり人数が増えることよっての場所の確保と、あとは児童館の中に併設されている学童クラブのメリットとして、やはり小学生以外の例えば中学生・高校生のお兄さんとの触れ合いがあったりとか、あとは逆に、乳幼児のもう自分たちより小さいお子さんとか、そのお子さんをお持ちのお母さん方との触れ合いもあったり、というメリットもあったので、それが学校内だけに移動してしまうと、やはり小学生だけで遊ぶということになってしまうのも、ちょっとさみしいかなという思いはあります。
会長	当事者の声としては、いかがでしょうかね。
児童青少年課長	<p>ありがとうございます。まず、学童クラブの規模などの話がございました。こちらに関しましては、昨年になりますけれども、この「子ども・子育て支援新制度」というものが始まるのに合わせて、学童クラブについてはその設置・運営の基準というものが 있습니다。これに合わせて、先般、区としても条例を定めたところです。それに合わせて、学童クラブの規模については、きちんとその条例にのっとった適正規模を、きちんと確保していくということでございまして、受け入れる人数に合わせた規模をしっかりと確保した上で、学校内の整備は進めていくということでございます。</p> <p>それから、小学校の中へということでの、危惧する点についてのご意見ございました。私どもも、小学校の中に入って小学生だけでということではなくて、やはり異年齢の交流というものも、十分留意していきたいというふうに考えています。そこには、放課後等の居場所事業もございますけれども、そうした中で、まずは学童クラブと、そうでない学童クラブ以外の子どもたちと交流があるということ。あわせて、異年齢の交流についてそういったプログラムや、それからリーダー格となる中・高生が逆に入っていきような遊びの指導、そうしたところなども、さまざまなプログラムや仕掛け、そうしたものも工夫しながら取り組んでいきたいというふうに思っています。そうしたところをやっていくことで、異年齢の交流などもきちんと図りながら、育成支援の充実というのは図っていききたいというふうに考えてございます。</p>
子ども家庭担当部長	<p>ご意見、ありがとうございます。</p> <p>確かに今、学童クラブのスペース不足から2か所に分散して対応しているところもあります。これについては、今後の老朽改築の機会を捉えて、小学校内に必要なスペースを集約していく考えです。こうした学童クラブ利用児童とその他の小学生の縦・横の交流を助け、健全育成環境を充実することも重要ですので、そうした放課後等居場所事業の取組も</p>

	<p>進めていきます。</p> <p>また、いわゆる中・高校生との交流、あるいは乳幼児との交流も非常に重要なことだと思っています。今、教育委員会でも、小学校、あるいは中学校、それぞれ学校の特色を生かしながら、赤ちゃんとの触れ合い交流などを実施しています。そういう教育委員会のほうの独自の工夫もある。このように様々な機会、体験、そういったものを子どもたちに提供して、そこから何かつかんでもらう。そういった取組というのは、本当に重要だと思っていますので、いろいろと地域の皆様、関係者の皆様のご意見も聞きながら、充実を図っていきたいと考えています。</p>
会長	<p>よく言われるように、学校の中で学童クラブをつくるというようなところでいくと、他の委員も心配されておりましたように、子どもたちが学校の中では緊張していて、学校から一步出たところでの今の学童のように、学校とは別の場所でやることで少し生活感があってほっとする場所が、学校と同じ敷地内にある、同じ空気の中にあることで、子どもたちがまた緊張しなから生活しなければいけないという危惧もあります。安心という部分では、そこまで行くまでに、特に1年生なんかはその場所行くまでが心配だという声があるから、学内にあれば安全である、安心であるという面もある。学校との関係も含めて、そこは留意しながら進めていただきたいなというふうに思っています。</p>
子ども家庭担当部長	<p>今会長がお話ししていただいたことは、とても大事な視点だと思っています。</p> <p>区としても、昨年3月に策定した「区立施設再編整備計画」の中で、これまでご説明した小学校等での取組のほか、地域のコミュニティ施設をもっと多世代が共有、利用できるように発展させていくこととしています。このように、ある特定の施設ということではなく、地域の社会的資源を面的に捉えた形で場と機能を充実させていく考えで進めていこうと考えています。</p>
会長	<p>よろしく申し上げます。</p>
委員	<p>今、同じハードを使っているから子どもたちの緊張感というお話がPTAの方と、会長からありましたけど、そこにかかわる人だとか内容によって、かなり子どもたちは、同じ施設の中でも充実した活動ができると私は思っております。非常に重要なことで、先ほどプレーパークの話もありましたように、子どもにとっては、やはり狭いところよりも大きいところのほうが心の開放にもなりますので、そういう意味では、やはりこの杉並区のいろんな施設を使って、子どもたちに多様な遊びができるような、ある程度の広さを確保するというのが必要かなと私は思いつつ、今のお話は聞いておりました。その上で、今ここの放課後「等」というのが非常に気になるのですが、放課後等居場所事業のモデルということになりますと、今実際に行っている教育委員会の所管になるのですが、放課後活動を今後展開していく上で、4カ所のところはモデル事業としていろんな形での変化をいかしながらやるとは思うのですが、実際に既存の放課後(事業)がございますよね。明日もその研修があるのですが、研修を民間に委託していますよね。私たちの事業をしている人たちは、学校支援本部も然りなのですが、その研修を受けながら実際の活動をしております。そのところでの周知だとか、目的意識の共有みたいなことは、きちんとなされているのでしょうか。そのところをお願いいたします。</p>
児童青少年課長	<p>ありがとうございます。今ご指摘の点も、まずあろうかと思えます。やはりハード面だけではなくて、ソフト面というところですね。人ですとか、もちろんハードも当然あるのですが、そこにはやはり気持ちの切り換え、スイッチの切り換えができるような環境づくり。これは人の中でやっていく、仕組みの中でやっていく。これも1つの取組とし</p>

	<p>て、重要なというふうに思っております。</p> <p>それから今後、この放課後等の居場所事業、「等」とつけているのは、やはり平日の放課後だけに限らず、土曜や日曜や祭日、夏休みなどさまざまございますので、「等」というふうに言っておりますけれども、そうした取組をしていくに当たって、やはり既存の学校の中にあります、今「放課後子ども教室」もやられているところが区内に12カ所ほどあるというふうに聞いてございます。そうしたところとも、きちんと連携や協力を図っていく必要があるかと思っております。そうしたところには、今後取組をしていくに当たって、やはり連携を強化するためにもご説明をして、ご理解、ご協力をいただきながら、進めていきたいと思っております。さまざまな機会を捉えて、ご説明させていただきたいと思っております。</p>
委員	うちのほうなんかは平日やってまして……。
子ども家庭担当部長	<p>現在、区内の12の小学校で地域参画のもと、文部省が進める「放課後子ども教室」が行われています。これに関して国は、昨年8月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、今後は多く子どもたちが交流できるよう、小学校において学童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を推進する考えを打ち出しました。区では、既に昨年3月に小学校を有効活用して学童クラブ利用児童と他の小学生との交流機会を確保するなどにより、健全育成環境を充実する方針を出しており、双方の方向性は同じと受け止めています。今後、区としてこのような放課後等居場所事業を進めていく上では、小学校毎の実情を踏まえて地域や学校関係者と共に実施の仕方を考えていくことが一つ、もう一つは小学校を所管する教育委員会と区長部局が緊密に連携して、取り組むことが重要と考えており、先程の研修のことも含めて一層連携していかなければならないと考えています。</p>
委員	<p>放課後等居場所事業についてですが、今お話があったように、私ども社会教育委員の会議のほうでも、子どもたちのやりとりの復活とか、そういった部分をいろいろ定義している中で、そういった場づくりというのは非常に必要だと思います。やっぱりハード面で、安全性とかは別としまして、そういったソフト面での場づくりというのは、非常に必要だとは感じております。また、「放課後子ども教室」の実績を踏まえてという形になり、今、教育との連携というお話がありましたけれども、区の教育委員会として、この居場所事業についてのかかわり方、お考えというのを、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。要は今、学校支援本部という組織もありまして、放課後に関しても学習外支援ということで、さまざまな支援を行っている学校もあるかと思っております。当然のことながら、この事業に関しての連携というのは不可欠だと思いますし、地域の核となる学校をつくっていく地域の人間としては、どんどんかかわっていったって、この放課後の場づくりにも参加していただくというのが必要だと思います。教育委員会のほうからのお話を、お聞かせいただきたいと思っております。</p>
教育委員会事務局次長	<p>教育委員会の事務局の次長の井口と申します。</p> <p>基本的には先ほど2人のほうから申し上げたとおり、この取組については、充実をさせていきたい。そのときには、国で言えば文部科学省、あるいは厚生労働省というのはありますけれども、子どもたちにとってということであれば、そこは同じなわけでございます。私どもの中でも、基本的には地域の中で子どもたちを育てていきたい。そのときの、そういう支えられる力という中で、今の状況の中では、職員がやっていたり、あるいは地域の方々をお願いしたりというところがありますけれども、そこは地域の状況に応じた対応ということで、させていただくのが現実的かと思っております。ただ、望ましく思うならば、やはりここは、学校もそ</p>

	うでございますけれども、できるだけ地域の方々のお力をお借りしながら、共に育てていく。その取組にしていくのが、方向としてはよろしいのではないかと、そのようには思っているところです。
会長	副会長から何かありましたら、どうぞ。
副会長	お聞きしていて、お伺いしてみたいと思ったのですが、恐らく委員の方々が不安に感じているのは、具体的なことが出てこないからだと思うのです。では、これまで行ってきた児童館、それから学校で行われている学童保育が、どれだけの成果を上げて、何が課題なのか。その課題に沿って、何をモデルとしてやって、モデル事業は課題を解決するモデルだと思うのですが、そのあたりをはっきりと教えていただけると、少し納得がいくのではないかとと思うのですが。これまでの成果と課題、それからモデルの課題、モデルの方向性ですよね。そのあたりをもう少し具体的に教えていただけますか。
児童青少年課長	<p>では、私から。まず、学童クラブでございますけれども、学童クラブ自体はこれまでもずっと整備を図ってきて、親御さんが就労しているご家庭を中心にして、お預かりさせていただいております。やはり保育の需要が伸びてくる中で、今すごく需要が伸びているというのが現状としてございます。この10年間で1,000名ほど、お預かりしていく人数がふえています。こうした需要に対応していかなければいけないというのがあります。今までも、学校の老朽化に伴う改築ですとか、そうしたところを捉えながら学校内の整備をしてきたわけですが、そういった環境づくりをして、必要な環境整備をして子どもたちをお預かりするところについては、しっかりやってきたと思います。ただ、今後その需要に応じていかなければならないといったときに、まず1つ、児童館という施設の中でやっていくことに、非常に難しいところが出てきたというのがあります。これはスペースの問題としてです。もう1つは、児童館そのものについて申し上げるならば、今乳幼児の利用が非常にふえてきているところがございます。児童館は、児童福祉法に基づく施設でございます、ゼロ歳から18歳までを対象としています。そうした対象とする全ての子どもたちに必要なサービスを、一様に充実させていくというふうにしていったときには、やはり児童館という施設、もうすでにスペース的には限界を迎えています。こうした中で、より一層子どもたちに豊かな遊びを提供して、健全育成を図っていくためにはどうしていくべきなのか。こうしたところを考えたときに、学校という地域に開かれた施設、これを有効に活用して、その広いフィールドを活用して、子どもたちの幅広い豊かな環境をつくっていく。あわせて、その安心・安全も図っていく。そうした取組をしていこうではないか、ということです。</p> <p>これをしていくときに、学童クラブにつきましては、学校内への整備を基本としながら進めていこうではないか。あわせて、放課後の居場所というもので、子どもたちが自由に遊べる。その中で、学童クラブの子であろうと、そうでない子であろうと、学校というフィールドの中で交流しながら、いろんな遊びをしてもらおうではないか、というふうなことでございます。当然ながら、そうしたところで子どもたちの健全育成をより豊かに図っていくためには、また地域の方々のご協力をいただきながら、そして学校、教育と福祉とがしっかりと連携して、子どもたちの健全育成を図っていくためには、なおさら学校というフィールドを使っていくことの有効性というものを図られるのではないかと。こうしたところから、今縷々ご説明申し上げているところに至ったということでございます。今後、今までご説明してきたとおり、福祉と教育というのがどうすれば、別々にやってきたものが、可能な限りというか、しっかりと連携をして、子どもたちの健全育成というものを、区全体として、</p>

	<p>そして地域の方々を巻き込みながらというか、ご協力をいただきながら、地域社会全体で子どもたちの健全育成を図っていく。こうした取り組みにしていこうということで、今回の計画をしてきたということでございます。</p>
<p>会長</p>	<p>今、いろいろとご質問等がございましたけれども、いかがでしょうか。今全国的にも、子どもたちが「三間の喪失」と言われて、子どもたちの遊ぶ時間、遊ぶ空間、そして遊ぶ仲間、これがもうなくなってきたというようなことが、子どもたちの成長発達に大きな影響を与えてきている。特に今、国は「今、公園でどれぐらい遊んでいるのだ」「使っていないではないか。使っていないところは無駄じゃないのか。そうであるならば、公園以外のものに、公共のものとして考えたほうがいいのか」という、そういう声も出てきているわけです。そういうふうな中であって、やはりこういう公園を整備してというところ、そして、子どもたちの体力は落ちてきているという中では、運動遊びが少なくなっている。公園に放つても、子どもたちは遊び方を知らない。椅子に座ってゲームをやっているというような、そういう状況の中で、やはり子どもたちは確実に体力は落ちてきているというようなことがあるし、またもう一方で、ある区では、子どもたちの施設とか学校は、ある人にとっては迷惑施設で、学校がなくなって、これでやっとな静かになったなと思ったら、中・高生の児童館をつくりまして、「えっ、また中・高生が来て外で遊ぶの?」というような、近隣からのそういう声が上がってくる。これからプレーパークをするということは、子どもたちが生き生きとのびのびと、大きな声で遊べるような空間がそこに展開されていくのではないかなと思います。ここに皆さん方、地域の方々がいらっしゃいますので、子どもたちの子育て支援は4つの視点があって、1つは子ども自身の成長を助けていくという「子育て支援」ということと、あと親になれる親御さんをサポートしていく「親育ち支援」ということと、親子の関係をサポートしていく「子育て支援」ということと、4つ目が、そういう親子が育んでいけるような地域をつくるという「地域づくり」ということがあるのです。そういった意味では、子どもたちがのびのびと、そして今回警察の方もいらっしゃいますけれども、子どもたちがなぜ子どもたちだけで外で遊べないかということ、やはり犯罪に巻き込まれるというようなことで、子どもたちだけで親御さんは遊びに出すことができないというようなことでは、地域の人たちの目が、そういう防犯ということにもなっていくしますので、ぜひ行政と民間と、まさに地域の人たちの協力によって、子どもたちの全体の健全育成につながっていくのだらうなと思っています。ぜひ、皆様方のご協力と地域のご理解を、これからもお願いできればと思っています。いろいろとまだご質問等があるかと思いますが、会議だけではなくて皆さん区民ですから直接、「ここはどうなってるの」というようなことで確認はできると思いますので、そのように取組のほう、チェックしていただければと思っています。</p> <p>それでは、次の議事に移りたいと思います。</p> <p>2番としまして、「成長・発達に応じたきめ細かな教育の推進」についてということで、教育委員会の済美教育センター所長から説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>済美教育センター所長</p>	<p>こんにちは。済美教育センター所長の白石でございます。どうぞよろしくお話をいたします。</p> <p>私からは「成長・発達に応じたきめ細かな教育の推進」ということで、資料4、資料5を使って、ご説明をさせていただきたいと思います。前回、1回目のときに触れた内容とちょっと重複するところもあるかと思いますが、改めて確認ということでお話しさせていただければと思っています。</p> <p>子どもたちの成長、人間の成長というのは、一步一步、日々階段を登</p>

るように成長しているところですが、人生の中で大きく成長するところが、2箇所あります。1つ目が、ゼロ歳から1歳まで。これは、体が急激に大きくなり、いわゆる歩くようになるという非常に大きな成長です。2つ目の大きな成長というのが、いわゆる思春期と言われている、小学校高学年から中学生、高校生にかけてのあたりです。これは体だけでなく心も大きく成長する、人間として最も変化がみられる時期であると言われております。当然ながら、そういった変化に伴って、子どもたちの体だけでなく、心もさまざま揺れ動き、さまざまな問題が生じております。これは、問題が起きることが悪いとか、課題があるからいけないとかということではなく、それを乗り越えていくことが、子どもたちの成長にとって非常に大きなことであります。ただ、今子どもたちの力だけではどうしても乗り越えられない、うまくいかないということを、学校、保護者、地域、さまざまな方が支援して、子どもたちが1つの大きなハードルを乗り越えさせていくことによって、大きな成長が生まれます。そんな考え方で、私たち済美教育センターは学校支援、それから子どもたちの支援に取り組んでいるところでございます。

きょうは、いじめと不登校ということを中心にお話をさせていただきます。資料4の真ん中です。表があると思うのですが、そちらをごらんください。

まず、不登校についてでございますが、そこに表がありますが、この調査結果というのは、前回もお話しさせていただきました文部科学省が実施をしております「問題行動等調査」という、日本全国の全ての小・中学校、高等学校、特別支援学校などで実施をしている調査の結果でございます。そこに、「不登校児童・生徒の出現率」といって、パーセントが書いてあります。これは、杉並区のパーセントです。パーセントというのは、子ども100人当たり何人の不登校があるかという数値になります。残念ながら、平成24年度と25年度を比べていただきますと、増加をしているのがおわかりかと思えます。実は、これはマスコミ報道でもありましたが、日本全国、小学校も中学校も不登校が増加をしており、杉並区もその例に漏れず、同じような傾向になってしまいました。

私たちはこの結果を知ってから、庁内でプロジェクトチームをつくりまして、それらの原因等についていろいろ分析をしました。結果は、「原因は一意には決定できない」というのが結論です。これは想像がつくかと思うのですが、これが原因で不登校になったという1つの原因はありません。1人1人の子どもたちをさかのぼって調べたり、いろいろ聞き取りをしたりしましたが、やはり個々の課題があり、非常に難しい。例えばそれが発達障害に起因するものであったり、あるいは虐待に起因するものであったり、さまざまな原因の中から、子どもたちは不登校になっているという実態がわかりました。不登校とは、「学校を30日以上休んだ子ども」とされております。これは、病気とか経済的理由とかではなく、心理的不安定、そういったことから30日以上休んだ子を、不登校とカウントするわけです。例えば不登校になっている子の中にも、1日も学校に来ていない子も、現実にはいます。あるいは、30日ぴったりで不登校になった子もいます。ですから、ここにカウントされる数字の中にも、さまざまな事情の子どもたち、実態の子どもたちがいるので、それぞれケースを分けて、分析をしました。それから、不登校にはなっていないけど、例えば年間29日の欠席。これは不登校としてカウントされませんが、これは不登校になる可能性が非常に高い。そういったことで、いろんなケースで検討してきました。

やはり、これまで教育委員会としても、学校を通して教育相談体制を充実させてきたり、それから、スクールソーシャルワーカーという、家庭と一緒に入って、保護者と一緒に子育てのことを考えたり、子どものことを考えたりする職の者がいるのですが、そういった人たちを活用し

たり、あるいは不登校解消システムという、これは学校から不登校になったときに、それぞれの書類を上げてもらって、専門家に分析をしてもらってアドバイスをするというシステムがあるのですが、そういったものも活用してまいりました。各学校は、教員が子どもたちの家に行ったり、あるいはプリントを届けたり、友達同士のかかわりをつくったり、土日に部活などに来れる子は来たりとか、そういったことはしていますが、なかなか現実ハードルは高く、解消には至らなかったというのが現実です。当然今後は、こういった取組をさらに充実させて、あとは教員の対応能力というか、学校の先生たちがやっぱり直接かかわることが多いので、そういった対応能力を高めること。それから、学校だけでは解決できない問題がたくさんあるので、関係機関と連携をしていく。そういったことから次年度、今年度、26年度の調査はまた来年出ますので、減るように努力をしていきたいと考えております。

引き続き、資料5をごらんください。次は、いじめについてです。これも、いじめにつきましては、各学校でいじめ問題の根絶にかかわるさまざまな取組を進め、教育委員会としても区全体の子どもたちを対象にした取組を進めてきております。真ん中の「中学生生徒会サミット」というのがございます。7月に実施をいたしました。これは、各学校で生徒会を中心に、中学生がいじめをなくすためにどうしたらいいか、共通テーマをもとに、昨年度から話し合いを続けているものでございます。今年度は、「しぐさ」というものをテーマに、「江戸しぐさ」ってありましたね。あれと同じように、各学校が「何とか中しぐさ」というふうにつくってそれぞれを発表し、議論をしたところでございます。各学校の生徒会の代表が集まり、パネルディスカッション。子どもたちにとって真剣な意見交換ができたのは、非常に効果があったと思います。この中学生が、実は小中一貫教育を行っている連携の小学校に出向き、小学生にいじめをなくす方策、それから、いじめをしてはいけない、そういったことを、話しに行っています。こういった成果からか、杉並の中学生のいじめは、24年度より25年度のほうが、実は減少をしております。

それから、「すぎなみフェスタ」での啓発活動。今年度、11月に行われました「すぎなみフェスタ」では、済美教育センターでブースを1つお借りをして、その中で、生徒会サミットでやったパネル展示をしたり、あるいは警視庁サイバー犯罪対策課と連携して、ネットトラブルのシミュレーションをして、デモ機を使って体験をしたりしながら、意識啓発に取り組んだところでございます。

そして、一番上にいきます。「すぎなみネットでトラブル解決支援システム」、これは前回のときに、インターネット上の子どもたちのいじめ、それからさまざまな問題について対応するというので、お話をさせていただいたものでございます。前回のときは、まだ具体的なものが十分でき上がっていないところでございましたが、現在12月に個人情報審議会のほうに提案をさせていただき、現在契約をして作成中で、3月末までには完成をさせたいなというふうに、動いているところでございます。これは、ネット上のさまざまな子どもたちが巻き込まれている犯罪、あるいは、もしかしたら子どもたちが加害者にもなってしまうような犯罪。そういった犯罪から、加害者にも被害者にもしない子どもたちを守っていくという趣旨で、子どもたちが使えるアプリを開発するものでございます。資料の一番左側が、いわゆる「メール相談」になっています。今までも、「いじめ電話レスキュー」と言っていて、電話相談は行っておりましたが、やはり電話をかけるということが、子どもたちにとってハードルが高いというのがあることがわかりましたので、メールでの相談。そして、真ん中の「いじめ等相談解決事例掲示板」というのは、さまざまな子どもたちやいじめの中でも、解決をしていっている事例もたくさんあるのです。そういった事例を、いわゆる成功事例として載せていき、そ

	<p>れを見ることによって参考にできるようにしていく。そして、一番右側は、これは情報提供の場なのですが、当然いじめだけでなく、スマートフォンを使って、例えば友達の個人情報を出してしまった、あるいは、架空請求に引っかかってしまった。さまざまなトラブルが、子どもたちを悩ませていることが考えられます。そういったことに対応していくためのいわゆる知識を、このページのところで子どもたちに与えていければなと思っています。このようなものをつくるに当たって、中学生を集め、実際意見を聞いて、こういったことを考えているのだけれどどうかなという意見ももらいました。その中で、自分たちでは、いじめになったときには電話はしづらいけど、メールだったらできるかもしれないという意見をいただいたところで、このようなメールというような形を進めているところでございます。これらが完成したら、各中学校に周知をし使えるようにしていく。当然教員にも周知して、呼びかけをしてもらう。そのような取組の中から、子どもたちのネットに関するいじめ、さまざまなトラブルから子どもたちを被害者にも加害者にもしない、救っていくような取組を、今後進めてまいりたいと思います。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。今、「成長・発達に応じたきめ細かな教育の推進」ということで、ご説明いただきましたけれども、これに関して何かご質問、ご意見等がございましたらば、挙手の上お願いいたします。</p>
委員	<p>説明の中で、言葉の重みを感じたのですが、やっぱり被害者にも加害者にも、特に中学生がなり得るということを、私も心していかなくてはいけないなとつくづくと思いました。</p>
会長	<p>いじめ等のデータでいくと、暴力以外のいじめ、叩く、蹴るとかそういったことではないいじめは、加害者は87%で、被害も87%で、これについては被害と加害が入れ代わり立ち代わり行われているというのが、全国の調査結果です。ただ、殴る、蹴るとか暴力が、繰り返し行われるのは、特定の人間が特定の、というふうなことで、ある程度限定されているのですが、今言ったそれ以外のところは、もう加害・被害が入れ代わり立ち代わりというのが、1つの特徴です。ですから、そういう中で、子どもたちは生きていくということですね。</p> <p>実際、具体的に、杉並区でこんな事例があったというのは、何かあるのですか。把握はされているのですか。</p>
済美教育センター所長	<p>はい。このアプリ自体はまだできていないのですが、私たちの「教育SAT」という、スクール・アシスト・チームというところに入ってきたものは、そのインターネット上、いわゆるスマートフォンを使ったもので一番多いのは、個人情報の流出です。簡単に言うと、友達の個人情報を勝手に流してしまったということが、一番多いです。いじめに関して言うと、今SNSという、ソーシャル・ネットワーク・サービスのいわゆるグループ外し。そのグループの中から、勝手に自分が抜かれていたとか、呼び込んでおいて、悪口だけ言って退会させたとか。そういったものがボツボツ出てきています。ただこれは、実は教員も把握できないのです。学校は持ってきてはいけませんから、それをやっているのは学校ではなく、家に帰ってからですからなかなか表に出てこないというのが、非常にこれは難しい問題です。大体わかるのは、保護者の方が気づいて学校に言っていただく。ただ、保護者の方もなかなか子どもの画面をのぞくわけではないので、そこが難しい。子どもたちは1人で悩んでしまうというケースが、十分あるのではないかと。だからこそのように、メールで相談ができれば、子どもたちがそこで少し救うことができるのではないかとこの思いで、このような作成を考えています。</p>
委員	<p>この「すぎなみネットでトラブル解決支援システム」ですが、これを活用できるのは子どもたちだけなのか、それにかかわる保護者も、</p>

	<p>もしかしたら活用できるのかどうかという点と、そのメール相談等には当然のことながら、もしかしたら犯罪にかかわるようなことの相談もあるかもしれません。そういった場合での、何か警察との連携とかもお考えになられているのかどうか、その2点お聞かせください。</p>
済美教育センター所長	<p>原則、区内に在住あるいは区内での学校に通っている子どもたちを対象に考えています。</p> <p>それからこれの中に、メールがきたときの対応なのですが、当然ながら実名でメールを出すわけではなく、ここはハンドルネームという、いわゆるインターネット上の仮想の名前で、子どもたちが入ってくるような手続きにしているのですが、そこに書き込まれた内容が真実であるかどうかの確認は全くできないのです。ですから、例えば非常に深刻な悩みですとか、あるいは今ご指摘いただいたような犯罪に触れるようなそのようなものが来たときに、当然ながら匿名で来た場合は、すぐ対応は難しいと考えています。</p> <p>例えば、いじめの深刻な悩みが来たときには、私たちは電話相談もしていますので、電話相談のほうに原則はつないでいく。こういった問題を解決していくのは、メールだけでは絶対不可能であると考えています。ですから、できるだけフェイス・トゥ・フェイス、あるいは電話で、声と声、ということで解決を図るように、できるだけつないでいき、そしてその電話レスキューの中で、学校がわかれば、そこへつないでいく。そして、それ以外の機関が必要あればつないでいく、というような形を考えています。当然そういったときに、警察と必要になれば連携をすることは当然出てくるかとは思っています。</p>
会長	<p>せっかく警察の方もいらっしゃるっているので、いかがでしょうか。何かこういったことについては、警察として、というのは何かありますか。こういう何か相談とかが、警察に持ち込まれるとか。</p>
委員	<p>メールを使った相談という意味でしょうか。</p>
会長	<p>そうですね。では、メールということでもいいのですが。</p>
委員	<p>はっきり言ってありません。ほとんどは親御さんのほうから、または学校を通じて、生徒さんのちょっと様子がおかしいと。そういうことを端緒に入ってくる場合が多いので、子どもさんのほうから警察に相談をするということは、まずないですね。大体そういうのはほかのほうの、様子がおかしいとか、そういう部分から切り崩しとして、わかってくるというのがほとんどで、またはほかの、例えばちょっと学校内でトラブルしたその原因を聞いてみると、メールその他そういう嫌がらせがあったということが端緒に入っていくので、子どもさんが直接こういう悩みがある、こういう困ったことがあるということで、こちらに相談というのは、まず考えられないということが実態です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 何かご質問がありますか。</p>
副会長	<p>先ほどの「すぎなみネット」なのですが、これ原則子どもが利用ということで、先ほども教育の方おっしゃったように、保護者に子どもが相談するということがあるということなのですが、大人のほうがスマホであったりアプリであったりの利用が苦手でつかめないということへの対応にこれは使えないのですか。多分学校ごとに講座を開かれていると思うのですが、大人が学ぶ、未然に防ぐというか、初期段階で発見をしていくような対策というのは、何かあるのですか。</p>
済美教育センター所長	<p>今回これは子どもたちを対象に取り組んでいますので、今お話しいただいたようなものは考えていません。大人が使えないことにより、という今お話ありましたけど、そうすると例えばPTAで、そういったスマホについて、家庭教育講座みたいなものでやっている学校もあるという話はうかがっています。子どもたち対象には、セーフティ教室ですとか、</p>

	<p>さまざまな教室の中で、ネット犯罪やネットトラブルについては、指導はしております。大人に対しては、PTAが中心となってやってもらいたいと考えております。</p>
教育委員会事務局次長	<p>若干補足なのですけれども、中学校のPTAの協議会とかそういうところで、このスマホの活用についての例えばルールがつかれないとか、そんな議論もしているということは聞いています。ですから、基本的にこれは子どもたちの問題ということの中で、まず私ども杉並の特徴としては、子どもたちが当事者としてこれをどうしていくかということ、かかわって解決しようとしています。それとともに、あわせてそういう保護者の方々の取組も始まっていますので、そういったところを両方うまく絡めながら、とにかく1つでも2つでもなくせるような取組にしていければと思っているのです。</p>
委員	<p>小P協、小学校のPTAだけに関してなののですけれども、各学校単位で、「ファミリーeルール」の講座を、学校に講師を呼んで開催している学校、もしくは分区ごとに、分区内の教育家庭講座で、そういった講座を開いているところがあったりもします。</p> <p>ただ、具体的に言ってしまうと、そういうところにいらしてくださる保護者の方は、基本、お子様にもちゃんと目を向けているので、そういう問題は余り発展しないのですが、そういうところになかなか来れない忙しい保護者の方や、ちょっと無関心な方とかのお子様、結構そういう問題が発展するという場合というのが多いのではないかなというふうには思います。</p> <p>あとは、多分こういうネットにみずからいじめのことを報告するお子さんというのは、それこそ自分の親とかにも言えるので、もっとも問題なのは、本当にこういうところにも言えない、親にも言えない、友達にも言えない、抱えてしまうみたいなのころのほうが、むしろ問題なのかなとは思いますが。</p>
委員	<p>自分が今そういう立場に立ったら、どこへ駆け込もうかなと今考えたのですけれども、今、杉並区で大きな問題になっている振り込め詐欺、これ「母さん助けて」と嫌というほどポスターその他で、また、電話も町会等で取りつけられたお家も多く、さまざまな形の対策をとられておりますが、振り込め詐欺と同じではないけれども、やっぱり半分の子どもたちが加害者であり被害者になるならば、SOSをどこへ発したらいいのか。振り込め詐欺は、とにかくにも110番ということなのですが、この電話相談、またメールでご相談ということございますが、自分の顔と名前を知られないで、気楽にすぐ、SOSを発してお電話できるころはどこでしょうか。</p>
済美教育センター所長	<p>うちで「いじめ電話レスキュー」という電話相談を、回線2本つけてやっているのですが、そちらでは名前を言うことなく、電話がきています。昨年度から実施をしています。</p> <p>それ以外にも、東京都でも同じようなことをやっていますし、さまざまところでやっている。それを実は、子どもたちにこういうカードにして、年に1、2回ぐらい夏休みの前ですとか、そういうときに配って、何かあったらここへ電話してねというようなものは配布をして、多分そういったカードを見て電話をしてくるのだろうなというふうに思っています。</p>
委員	<p>実際かかってきましたでしょうか。</p>
済美教育センター所長	<p>はい。実際、昨年度から実施をしています。25年度は6月から実施をして、3月までで34件です。それから、今年度は4月から1月までで、小・中学校合わせて35件かかってきています。そのうち、保護者からかかってきているのが、大体3分の2。つまりかかってきているのは子どもではなく、保護者からのほうが数としては多いかなという感じです。</p>

委員	<p>そうすると、かけてこない子どもたちのかけづら理由は何でしょうか。</p>
済美教育センター所長	<p>保護者がかけてきたというのは、当然子どもから相談を受けてかけてきている場合もありますし、詳細はわかりませんが、やはり子どもが電話をとってかけるというのは、非常に抵抗があると思います。</p> <p>それから、先ほどご指摘いただいたように、こういうところに出てこない子どもたちが非常に大切なのだ。私たちも全くそのとおりで、ただその中でも、このメール相談をすることによって、何%かの子どもたちが救われるということはあるのではないか。だから、やはりこれをしていくことによって、今まで救えなかった子の10人のうち、2人でも3人でも救えたらいいなという思いはあります。これで全てが解決するとは思っていません。</p>
委員	<p>ぜひ電話相談の、子どもたちが、中学生が、気楽に駆けこむような何かを、もう少しまたお考えいただけるとうれしく存じます。</p>
委員	<p>前回の会議の折に、スマホとか携帯を持っていることを大前提で話さないでほしいという、今、現役のお子さんを持ってらっしゃる委員さんからそういうご発言もありました。やっぱり行政とか警察の方に関しては、何か事故が起きたり、いろいろなものが起きたときの対応というのは、十分に私はこれはとてもよくわかります。</p> <p>ただ、この中にも、子どもに近いところの委員さんもいらっしゃいますが、起きたことに対する対処は、もちろんそういう関係諸機関のところにしていただくことですが、その以前に、やはりそういうことにならないような阻止もしなくてははいけませんし、今お話を伺うと、スマホは中学生がアルバイトして払っているのでしょうか、よくわかりませんが、やっぱり管理というところでの親御さん、保護者の意識というものも上げていかないと。チェックとかという意識ではなくて、どのように活用していくかということも未然に防いでおかないと、全てが関係諸機関の方たちに対応してもらうというのは、保護者としての意識が低いのではないかなと、私は思います。</p> <p>ですから、きょうここに中Pの方はいらしてないのですが、小P、中Pで、うちの学校も中学生だけではなくて、子ども、小学生が持っている状況がもう起きています。そういうときに、きちんと保護者がそれに対しての使い方及び管理をしなくてははいけないかなと思っておりまして、起きたことに関しては諸機関の方たちに対応していただき、その前の抑止力の意識の中が、やはり私たちがきちんと守っていかなくてははいけないかなと思いつつ、聞いておりました。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>まさに「親育ち」というところが必要になってきますし、前回のところでは、親同士のいじめもそこであるのですよというようなお話がありました。そういった意味では、子どもだけでなく親も巻き込まれているところもあるというような現状と、せっかく中学校の校長先生もいらしていますので、いろいろな意見が出ていますけれども、中学校の今現状とか、何か一言いただければと思うのですけれども。いじめとか不登校の問題もいろいろ出ていましたので、何か皆さん方に、今、現場こうなっていますよというような声を、一言いただければと思うのですが。</p>
委員	<p>今のスマホ等の件でちょっとお話しさせていただきますが、今現実に先ほどお話がありました、スマホを持っているのが大前提で云々という、そういうことはまずいということで、本校は昨年度から中学1年生に対しての情報モラル教育というのを、6月から7月に授業2時間かけてやっています。それと同時に、7月には保護者会が各学年ございますが、そのときに総務省と文科省と警察庁と経産省、内閣府などの省が中心となって、情報モラルのパフレットをつくっていらっしゃるのです</p>

	<p>が、これ「全国安心づくり促進協議会」というのがございますけども、そこが配布しているのですが、そこの方々も招いて、保護者対象にもそれをお話ししていただいています。そして、それから11月には、本校で土曜授業の中でデジタルアーツの方とか、芸人のスマイリーキクチとか、そういう方を招聘して、こういうときにはこうなるのだよ、だから自分自身を守るためにはこういうふうにしたほうがいいのだよという、そういうような授業もやっております。したがって、まず1年生対象、そして保護者対象、そして全学年対象という感じで、持つ、持たないもあわせて、結局これは人権、人命にかかわるものだからということで、授業を重ねてやっています。まず、情報に関してはそういう感じですね。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>よく先ほども不登校の問題もありましたけども、不登校が、小学生が大体300余人に1人なのです。ただ、中学校行くと38人中1人になってしまう。1クラスに1人というのが中学校の、ですからこれ7倍ぐらいに、一気に小学校から中学校に上がった段階で、不登校というのが一気に増えていくという現状があるのです。</p> <p>不登校という問題も、1つには、この前NHKでもやっていたけれども、子どもたちの生活リズムによって、ホルモンの分泌で昼夜逆転をしていくというような、個人の問題としての不登校というようなことと、いじめと親子関係、家族関係によって、子どもが不登校になっていくというところでの、環境の問題というところがある。</p> <p>もう1つは、大きいところで文化の問題と言われているわけですね。文化の問題、例えば今、日本だったら、学歴主義とかそういうような考え方、価値観が広くあるがために、子どもたちが不登校になってしまう。この日本という文化も、1つ大きな問題として、個人の問題、環境の問題、こういった文化というようなことが、今の不登校の問題としてある。</p> <p>私は栃木県なものですから、栃木県で中学校の不登校の原因ということで30数%、第1位「無気力」と出ているのですね。だけど、子ども生まれ落ちたときから無気力で生まれてくる子どもは誰もいないので、無気力にならざるを得なかったこの背景は何か、ということを考えていかなければいけないし、前回もお話ししましたがけれど、今、本当に子どもの貧困は大きな問題。今6.4人が就学援助費をもらっている。ですから、PTA会費とか給食費とかは、生活保護まではいかないけども、そのグレーゾーンの家庭で申請をして、その基準に達すれば、就学援助費がいただける。日本はこれが6.4人に1人です。ですから、40人学級だと6人ぐらいいるわけですよ。こういう大変な状況の子どもたちがいる。</p> <p>これは杉並の事例ではありませんけども、その家庭はもう母子家庭で、そして生活苦しくて、お風呂はついていなかった。ですから真夏でも、お風呂に行けるのは2日に1回。普段は家で体をふいている。隣の女の子から、「誰々ちゃん、臭いね。汗臭いね」。これからいじめが始まっていき、子どもは学校に行けなくなっていく。しかし、お母さんは働いているわけですよ。働いているお母さん、だけど貧しい。こういうお母さんに言えない。自分の家が貧しいから、自分がいじめられていると言えない。そういう中で、自分で抱え込んでいく。そして、中学校になったとき、初めてお母さんがその子どもの様子を知って、というようなことで、風呂付きのアパートに移していくというような、こういうようなことで、貧困というような問題も大きなこのいじめのところ、あと子どもの無気力、こういったものに全てつながっていく。この前聞いてびっくりしたのが、この就学援助費をとっているのは、杉並の公立の小学校は20%ですよ。全国平均が15.8%です。杉並の公立の小学校が20%。中学校は30%。この裏には、それ以外は私立に、ですから豊かな子どもたちは私立に行ってしまうので、残る子どもたちが公立に行く。ですか</p>

	ら、この子どもたちの小学校が20%、中学校が公立は30%が就学援助費を受給しているのが、この杉並です。
教育委員会事務局次長	今のを若干補足させてください。就学援助率が杉並は高いのは、その範囲を広げているのです。要は枠を広げている。ですから、生活保護世帯が基準になりますけれども、その何倍までのところの範囲というのが、我々広くとっていますので、そういうところでパーセンテージも多いというところも、お含みおきいただければと思います。
会長	<p>そこは気をつけながら。そういう受給をしている子どもたちは、枠が広いので多くなりますよということの説明、ここは注意しなければいけないのですが、ただ、そういう厳しい状況にある家庭の子どもたちが実際、「豊かな杉並」と言われている中でも、一方ではいるのだというようなところでは、我々地域の中でもサポートしていかなければいけないのでは。数字がひとり歩きしていくと困るので、そこはしっかりと我々も注意しなければいけません、しかし現実として、そういう困っている、苦しんでいる子どもたちもいるというようなことが、我々地域の中にあるのだというところは理解して、子どもたちに温かいまなごしを持ちながら支援の手を、というような思いも持っています。健全育成ということでは、全ての子どもたちにといいところでも、我々は確認しながら、今後大人としての責任を全うしていかなければいけないなというふうに思っています。</p> <p>そういうような流れの中で、第3番目が「地域福祉の充実」ということで、「生活困窮者やひきこもり等の若者支援の充実」というところに入りたいと思います。「地域福祉の充実」の項目から、「生活困窮者やひきこもりの若者支援の充実」について、説明をお願いします。</p>
保健福祉部管理課長	<p>保健福祉部管理課長の田部井でございます。よろしく申し上げます。</p> <p>会長さんから、今、そういう話の流れをつくっていただきましたけれども、生活に困窮する世帯のお子様たち、そういった方たちを学習支援、居場所事業でどんな支援をできるかというところで、4月から事業を開始しますが、そういった事業の紹介をさせていただきたいと思っております。資料6と7を使ってご説明をします。</p> <p>まず、資料6をごらんいただきたいと思っております。「現状と課題」という、一番上の箱の中の真ん中の丸ですけれども、「生活に困窮している現役世代が増えており、生活保護に至る前の段階で相談支援や就労準備訓練等の適切な支援策を講じていく必要があります」と書いてございますけれども、生活保護にならないまでも、かなり生活に困窮している現役世代というのが近頃ふえており、早期の段階で何らかの支援ができないかということが、課題となっているということでございます。</p> <p>めくっていただきまして、裏面にございますけれども、そのための主な柱として3つ挙げてございます。一番上の丸です。「生活困窮者やひきこもり等の若者の支援の充実」というところでございますけれども、こういった将来生活困窮者となるリスクのある方を対象に、「自立相談支援事業を核として家計相談や学習支援を実施する」という記述がございます。</p> <p>生活困窮をしているご家庭の子どもさんの貧困の連鎖を断ち切るために、お子さんの学習支援をして、きちんと学力をつけて、自分の足で歩いていけるような、そういった支援をするということ。それに加えまして、現在は経済的に困っていない家庭であっても、ひきこもり等があつて、将来このままにしておくとお子さんが困窮のリスクが高いということも考えられるということで、ひきこもりの方についても、同じように自立支援をしていくという、2つの目的を持ってこちらの学習支援を実施するという考え方でございます。この点が「総合計画」・「実行計画」の中にも、計画事業として定められたというのが、資料6の内容で</p>

	<p>ございます。</p> <p>続きまして、資料7でもう少し詳しくこの事業についてご紹介したいと思います。</p> <p>まず、基本方針のところでございますけれども、中盤でございます。要支援者の家庭環境や学校生活の状況など、成育の状況全般について十分に聞き取りをして、アセスメントをして、学力の向上ですとか、他者との意思疎通能力の醸成ですとか、それから将来目標の発見、達成意欲の促進など、将来の社会的な自立を促していくということでございます。そのため、この事業単独でやるというわけではなくて、教育委員会のスクールソーシャルワーカーですとか、福祉事務所のワーカー、それからいろんな関係機関と連携をして、どういったところにこういった支援を必要としている子どもたちがいるのか、に目を配り、丁寧にニーズを把握しながら、事業を展開していくということでございます。</p> <p>2番で「支援内容」という記載がございます。(1)として「学習支援事業」ということで、学校の授業の補習ですとか、自由課題への指導、それから受験の時期になっています中学3年生に対しては高校受験、それから高校生に対しては大学受験。特に高校に入ってからの中退防止のための学習指導にも、取り組んでいきます。</p> <p>次、②番のところ、細かい話になりますけれども、単なる教科の指導だけではなくて、指導スタッフと子どもとの信頼関係づくりというのをまずは優先させて、会話をできる、やりとりができる雰囲気づくりを心がけて、学習環境づくりに配慮して、少しでも学習習慣の定着がスムーズにいくように、指導・支援をしていくということでございます。</p> <p>めくっていただきまして(2)番、「居場所事業」でございます。単に学習をするということではなくて、不登校やひきこもりで他者との関係性をうまく構築できない方について、コミュニケーション能力の育成ですとか、自己肯定力の発見、それから成功体験ですとか、それから社会性の向上につながる支援をさまざまなメニューを通して支援していこうということでございます。いろいろ行事ですとかイベントですとかという例示はございますけれども、こういったことだけではなくて、毎週何曜日にこの時間に来ると、ここで話を聞いてもらえる人がいるというような、そういった支援の仕方もあろうかということで、今事業者のほうと具体的にどういうメニューで支援したらいいかという、最終的な詰めを行っているところでございます。</p> <p>それから、(3)番として、こういった事業をただ開いて「来てください」と言っても、そこに参加できない方というのもいらっしゃるんで、そういった方には個別支援ということで、こちらから訪問するですとか、電話をするだとか、そういった働きかけというのもしていきます。</p> <p>それから、(4)番として、「保護者への支援」ということで、学習の遅れのある子どもですとかひきこもりの子どもを持つ保護者に対して、何か支援できることはないかということも、ここで保護者の方と話し合いながら、助言・指導を行うということでございます。また、各関係機関、地域住民が得た不登校やひきこもりの子どもたちの情報について、ご本人たちから同意を得られれば、そういったものをこちらの窓口でキャッチいたしまして、事業者のほうから学校ですとか要支援者宅を訪問して、いろいろお話を聞いて、どうしたらいいかということと一緒に考えていくということでございます。まだ細かいところは、残り1カ月できちんと詰めていく必要はございますけれども、事業者もNPO法人の「育て上げネット」というところに決まりまして、今鋭意準備を進めているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまでご説明終わりましたが、何かご質問等ございましたら、お</p>

	<p>願いたいと思います。 4月からスタートですよ。</p>
保健福祉部管理課長	はい。学習支援と居場所事業を合わせて委託します。
会長	これは、アウトリーチは訪問もする予定なのですね。
保健福祉部管理課長	はい。もちろん行きます。
会長	そうですね。必要なのは拠点と訪問、両方。拠点だけだと来れない人がいるので、やっぱり出向いて、両輪でやっていくことによって救われていくのではないかなと思いますので。
保健福祉部管理課長	その辺を意識してやっていきたいと。
会長	<p>ありがとうございます。 いかがでしょうか、何かご質問。もう4月からスタートするということで、NPOも決まったということなので。</p>
委員	ひきこもり等の若者支援に関してなのですが、多分今現在も、これ社教センターか何かで、講座みたいの幾つかあるとは思いますが、私が把握しているところでは、参加率というか参加者というのは、今そんなに多くないというふうに感じているのですね。これ、さらにこういった学習支援等をしていくに当たって、何か改善したような呼びかけとか、考えられていますでしょうか。
保健福祉部管理課長	こちらの新しい事業のことでということで、周知とかそういったPRとか、そういったもののことですか。
委員	そうですね。私、社会教育委員の会議の中で、多分去年ぐらいに報告があった中では、そういったひきこもり等の若者に対してのいろんな毎週行っている授業とか、そういったものの参加数とかをお聞きしていたのですが、比較的そんな延べ人数、複数の方が重複して参加というような状況だったと認識しています。そういったものを、当然もっと広めて参加率を高めていくことが必要だと思うのですが、そういった何か方法を、新たに考えられているかどうかをお聞きしたいと思います。
保健福祉部管理課長	この新しく始まる事業のもとなるのが、事業として今、福祉事務所のほうで行っている生活保護受給者の世帯の子どもを中心として行っているのですが、大体毎回10人から20人ぐらいの子どもが参加をしているということなので、今回はそれよりもまたさらに広げるところになります。一般的に周知・PRというよりは、関係機関に対してセンシティブな問題を抱えた子どもたちをここにつないでください、ご紹介いただければご相談しましょうというような働きかけをしていきたいというふうに思います。一般的な周知をしても、ご自身が自覚がなかったりする場合もありますので、まずはプロの目を通して、必要な方をこちらにつないでいただくということ、優先してやっていきたいというふうに思っております。
委員	<p>今「地域に子どもがいない」と言われて久しくなっておりますが、ただいまのお話、本当にこの事業を行政の方がさらに一歩進めて、継続的、また伴走型というのですか、すばらしいと思います。</p> <p>さて、お呼びかけの方法につきまして、今お話も出ているようですが、やっぱり子どもがいるところは学校でございます。欠席であろうと、在籍名簿というものはあるのではないかなと思います。できればぜひ、小学校あるいは中学校の学校さんとその辺を少し、守秘義務もあると思いますが、積極的になされたいかがかかと存じます。</p>
保健福祉部管理課長	教育委員会のほうともきちんと連携をして、個人情報上問題がない範囲で、キャッチをしていきたいと思っております。

会長	小学校の校長先生もいらしていますので、どうでしょうか。
委員	<p>そうですね。やはり不登校の子どもはいろいろなものを抱えているので、これから行われるこういう新しい事業と学校が連携をとって、そして何らかの形でアプローチしていく糸口をまずつくっていくということが、非常に大切だと思います。不登校のお子さんというと、原因がこれというものがはっきりしないです。</p> <p>ただ、本校事例になりますけれども、担任ではない非常勤の先生が、毎朝迎えに行ってくれたというのがあったのですね。そして、お母さんと話をしながら、お子さんと話をしながら。そうしたら、ある日から毎日来るようになったのですね。</p> <p>ですから、そういう糸口を紐解いていくということは大切だと思いますので、これからこの新しい事業ができた場合には、ぜひ連携をとらせていただいて、学校もともにやっていかせていただきたいと思います。</p>
保健福祉部管理課長	よろしくをお願いします。
会長	<p>ご質問、ご意見がなければ、今回初めて出席されてお声をまだお聞きしていない方々いらっしゃると思いますので、会議に出た全体の感想でもいいですし、何か一言いただければと思います。</p> <p>区民公募でいらした松野さん、きょう会議出られていかがだったでしょうか。何かご質問でもいいし、感想で結構です。</p>
委員	<p>本当にちょっとさびついていた脳を、一生懸命フル回転して理解しようとしてまいりました。本当に多くの方たちが、子どもたちのことを考えてくださっているというこの場を知ったことが、本当に私にとってよかったです。こういうふうにやってくださっているということ、本当に区民の皆さん余りご存じなくて、多分私も存じ上げなかったものですから、知り合いにも不登校で悩んでいる方もいらっしゃるって、ちょっとその方ともきのう、もう高等部なのですが、お話をさせていただいたときに、お子さんが家にいらっしゃるお子さんのことについてお話ができない。自分のことを話していることがわかってしまうので。かといって、お母さんが外に出て相談できないというような場合もあるようなので、何かうまくその不登校やひきこもっている方たちの親御さんたちにも、情報がうまくいって、連携がとれていったらいいなと思っていました。でも、これだけのことを皆さんが考えてくださっているということも、申し伝えておきたいと思います。ありがとうございました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では引き続き、スポーツ推進委員の、渡邊さんをお願いします。</p>
委員	<p>まず個人的に、私の知り合いで今まさしくそういう方がいます。どういうきっかけかというのを少しずつ聞いたりしているのですがけれども、何か問題なのかとか、環境なのか、もしくは家庭なのかというところを、まずそういうところで勉強というか、かかわっている状況なので、すぐ考えることがたくさんありました。</p> <p>あともう1点、スポーツ推進委員は、地域づくりということを目指して活動はしているのですが、まだまだ「イベント屋さん」というとちょっと語弊があるのですが、スポーツのいろんな企画だとか運営だとかというのに追われてしまって、なかなか地域づくりまで手が届かないというのが実情なので、こういういろんなご意見だとかデータだとかの動きをぜひ仲間に持ち帰って、今一度検討してみたいと思いました。</p>
大竹会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ではお隣の、民生児童委員の神田さんのほうから一言をお願いします。</p>
委員	<p>先日ある講演会で、いわゆる「いじめ問題」の原因の1つとして、SNSの無料アプリ「LINE」を子どもたちが活用し、ささいな言葉足らずからそれまで中の良かった友だちから無視されたりすることがあること、も</p>

	<p>う一つは、スマホで行う「ゲーム」がありますが、いわゆるシューティングゲームの中には、ダウンロードをする際、クレジットカードの番号を登録する必要があるものがあるもので、ゲームが進むに従って、いろいろな武器を購入していくこととなり、その都度、カード決済される訳ですが、中には、一つの武器が 100 万円するゲームがあることを聞き、大変驚いたところではありますが、この問題は、「いじめの問題」に限らず、いわゆる「ひきこもり」の原因の 1 つでもあることから、何らかの手立てを早急に考えねばとの感に至りました。</p> <p>また、もう一つ、杉並区の学校ではないとは思いますが、他の区の事例で先生が「LINE」を使って連絡事項を伝えている事例があるようです。手段として「LINE」を利用するのも一つの方法かとは思いますが、そこには、当事者同士で「約束事」を設ける必要があるのではと感じました。</p>
会長	<p>貴重なお話、ありがとうございました。</p> <p>「インターネットがつながって、我々は世界の何十億の人とつながることができるのです」と言いながら、部屋にこもっているという。誰ともつながっていないというような、こんな笑い話がありまして、本学、立正大学ですが、ことし文科省の授業で、手を挙げて採択されて、「大学教育再生加速プログラム」ということで、5年間で文科省が1億付けたのですよ。これは、学生たちにタブレットを持たせて、そしてこちらから発信したものを、タブレットを使ってそれを反応して、同時進行で授業を進めていくというプラン。これが、学生が大教室だと手を挙げて発言するとか、質問ができないので、学生参加型のためにタブレットで、それでやるという。何ともおかしな。やはりそういったところで、自分の地声で何か質問ができるような、そういうような子どもたちを育てていかなければいけないけど、もうすでに大学生も発言できないので、まずはタブレットを使いながら自分の意思表示をそこでしながら、教員がそれを押さえて、そこをまた授業に展開しながらと、いずれは自分の声でできるようにということで、これ文科省が1億、5年間つけているのですね。この授業、今やっているのですけども、こんな今時代になっているのだなという気がしました。</p> <p>時間にそろそろなりましたので、本日の議論、審議につきましては、これをもちまして終了とさせていただきます、事務局からその他連絡事項等があれば、お願いしたいと思います。</p>
子育て支援課長	<p>では、私のほうから、事務連絡をさせていただきたいと思います。</p> <p>次回ですが、7月あたりを予定させていただきたいと思います。その際、委員の方々のほうから、青少年問題のことで伝えたいことや、こういった課題も取り上げたほうがいいのか、というものがございましたら、追って事務局のほうに連絡をいただけたらと思います。そういった形で、よりいろいろな議論を発展させていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次回の予定は7月ということですので、よろしく願いしたいと思います。</p> <p>皆さん、円滑な進行にご協力いただきまして、まことにありがとうございました。これをもちまして、第2回青少年問題協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>